

受注者のみなさまへ

令和7年5月14日
福岡北九州高速道路公社

工事請負契約等の取扱いに関する細則の改正について

1. 概要

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令に定める少額随意契約の基準額が引き上げられたため、当公社においてもこれに準じて工事請負契約の取扱いに関する細則ほか関連規程の改正を行い、随意契約ができる場合の予定価格の上限額を引き上げます。

2. 内容

工事（設計、測量、ボーリング、調査、試験等を含む）の請負契約又は委託契約において随意契約ができる場合の予定価格の上限額を次のとおりとします。

（改正前）200万円 → （改正後）400万円

3. 施行期日

令和7年6月1日

○問い合わせ先

・総務部財務課契約係 092-631-3289